○広島県公安委員会告示第五十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年七月二十日

広島県公安委員会委員長　水野　勝

一　名称　五代目共政会

二　主たる事務所の所在地　広島県広島市南区南大河町十八番十号

三　代表する者の氏名　守屋　輯

四　代表する者の住所　広島県広島市西区横川町二丁目十五番十四―六〇一号

五　指定番号　七三一〇―一（平成十九年七月二十三日広島県公安委員会告示第六十二号により公示した指定番号七三〇七―一）

○山口県公安委員会告示第三十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年七月二十日

山口県公安委員会委員長　光井　一彦

一　名称　七代目合田一家

二　主たる事務所の所在地　山口県下関市竹崎町三丁目十三番六号

三　代表する者の氏名　金　教煥

四　代表する者の住所　山口県下関市長府南之町五番九号

五　指定番号　七四一〇―一（平成十九年七月二十三日山口県公安委員会告示第四十五号により公示した指定番号七四〇七―一）

○鹿児島県公安委員会告示第五百五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年七月二十日

鹿児島県公安委員会委員長　木山　義朗

一　名称　四代目小桜一家

二　主たる事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市甲突町九番一号

三　代表する者の氏名　平岡喜榮

四　代表する者の住所　鹿児島県鹿児島市城山一丁目七番三十三号

五　指定番号　九六一〇―一（平成十九年七月二十三日鹿児島県公安委員会告示第百十九号により公示した指定番号九六〇七―一）

人事異動

内閣

（最高検察庁検事）検事　深山　卓也

判事に任命する（七月十三日）

（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補）判事補　吉岡　透

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（七月十五日）

財務省

（大臣官房文書課能率専門官兼大臣官房文書課情報管理室長）

財務事務官　赤荻　武

大臣官房文書課情報管理室長を命ずる

大臣官房文書課情報管理室長兼務を免ずる

（関東信越国税不服審判所長）同　山田　秀樹

大臣官房付を命ずる

（名古屋国税局下田税務署長）同　上杉　敏彦

会計センター管理運用部長を命ずる

（主計局局付）同　横山　勝夫

会計センター研修部長を命ずる

（国税庁課税部課税総括課審理室長）同　山川　博樹

大臣官房付を命ずる

法務省に出向させる

（会計センター研修部長）同　石黒　巖

国税庁に出向させる

（法務省大臣官房司法法制部審査監督課長）法務事務官　田中　光史

（独立行政法人日本貿易振興機構本部総括審議役）

（預金保険機構検査部長）伊藤　義之

（国家公務員共済組合連合会経理部長）豊岡　俊彦

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる　原　孝公

（大臣官房付）財務事務官　其田　真理

理財局国有財産業務課長を命ずる

（理財局国有財産業務課長）同　吉田　英都

願により本官を免ずる（以上七月十一日）

（大臣官房付）財務事務官　亀水　晋

大臣官房地方課長を命ずる

兼ねて財務総合政策研究所次長を命ずる

（東北財務局長）同　片山　一夫

（九州財務局長）同　水野　哲昭

大臣官房付を命ずる（各通）

（近畿財務局金融安定監理官兼関東財務局金融安定監理官）

同　棚橋　裕之

大臣官房付を命ずる

関東財務局金融安定監理官兼務を免ずる

（外務省在ドイツ日本国大使館公使）外務事務官　古井　俊之

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

（主計局主計官）財務事務官　吉川　正一

主計局司計課長を命ずる

兼ねて会計センター次長を命ずる

（主計局局付）同　工藤　均

主計局主計官を命ずる

（理財局局付）同　阿曽　秀昭

理財局管理課長を命ずる

（国家公務員共済組合連合会総務部長）

岡部　憲昭

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

東北財務局長を命ずる

（理財局管理課長）財務事務官　春山　芳司

北陸財務局長を命ずる

（四国財務局長）同　河野　邦明

近畿財務局金融安定監理官を命ずる

兼ねて関東財務局金融安定監理官を命ずる

（主計局司計課長兼会計センター次長）同　坂上　正人

四国財務局長を命ずる

会計センター次長兼務を免ずる

（大臣官房地方課長兼財務総合政策研究所次長）同　井川　裕昌

九州財務局長を命ずる

財務総合政策研究所次長兼務を免ずる

（大阪税関総務部部付）同　山本　浩

神戸税関長を命ずる

（東京税関総務部部付）同　酒井　義和

門司税関長を命ずる

（防衛省装備施設本部副本部長）

防衛事務官　柴尾　浩朗

財務事務官に任命する

長崎税関長を命ずる

（名古屋税関総務部部付）財務事務官　菅原　元信

沖縄地区税関長を命ずる

（長崎税関長）同　関　荘一郎

大臣官房付を命ずる

環境省に出向させる

（北陸財務局長）同　薗田　俊和

（神戸税関長）同　池ノ上　功

（門司税関長）同　筒井　和人

（沖縄地区税関長）同　樫村　英昭

（札幌国税局長）同　後藤　真一

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（各通）

（国際局次長）同　古澤　満宏

国際局長中尾武彦外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（以上七月十二日）

国土交通省

（北陸地方整備局信濃川河川事務所長）国土交通技官　澤野　久弥

大臣官房付に転任させる

（大臣官房付）同　清水　晃

北陸地方整備局信濃川河川事務所長に転任させる（以上六月十六日）

願に依り運輸安全委員会委員を免ずる（六月二十五日）　豊岡　昇

（近畿地方整備局建政部長）国土交通技官　石塚　昌志

大臣官房付に転任させる

辞職を承認する

（中部地方整備局用地部長）国土交通事務官　荒井　哲

（国土技術政策総合研究所下水道研究部長）国土交通技官　清水　俊昭

辞職を承認する（各通）（以上六月三十日）